

半沢 一宣 殿

平素は交通運輸行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。  
先日貴殿からいただきました要望書について、以下のとおり回答いたします。

健康増進法は厚生労働省が所管する法令であり、同法第25条の条文内容は「法記載の施設を管理する者が自ら受動喫煙を防止するための処置を講ずるよう努めなければならない」ことになっています。JR西日本は自ら列車内を室内に準じる環境とし、禁煙又は分煙を行っており、禁煙車については禁煙である旨を表示するなどの取り組みを行っています。近畿運輸局は、厚生労働省の要請により鉄道事業者に対し周知を行っていますが、鉄道事業者に対し受動喫煙対策を講じるように指導する権限を有しておりません。

しかし、鉄道事業者が車内を吸煙禁止であるとしている場合において旅客が吸煙を行ったときは、鉄道営業法第34条第1項の規定により吸煙を行った者が罰せられることになります。

今回貴殿よりいただいたご意見に対し、近畿運輸局としましては鉄道営業法第34条第1項及び鉄道営業法第42条を適用するためには、JR西日本に対し、車内放送、車内巡回を強化すること、また、発見し従わない場合は鉄道警察に連絡する措置をとることについて指導を行いました。

なお、JR西日本からは、N700系設置の煙感知器の他の車両への拡充等については、今後検討していくべき事項であるとの話を得ております。

近畿運輸局鉄道部監理課



〒 東京都足立区  
半沢 一宣 殿

近畿運輸局  
国土交通省  
監理課  
〒560-8558 大阪市中央区大手前4丁目1番1号  
TEL 06-6849-6439 (窓口課)  
ホームページhttp://www.kkml.mlit.go.jp/  
この封筒は再生紙を使用しています